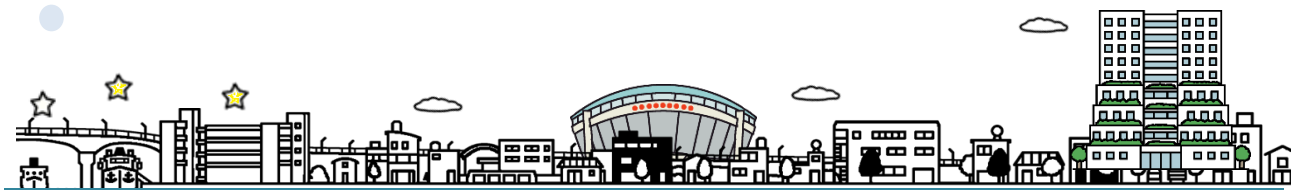




第2次

なーふあぬわらび・ わかむん計画

(那覇市子ども・若者計画)



はじめに



本市では、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」として、平成27年3月に「な～ふぁぬわらび・わかむん計画」を策定いたしました。そして、すべての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し取り組んでまいりました。

策定から5年以上が経過する中、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行、情報化の進展、少子高齢化、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取り組みなど、子ども・若者を取り巻く状況は大きく変化し、抱える問題はより多様化・複雑化している状況にあります。

この間、国は子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱として平成28年2月に第2次、令和3年4月に第3次となる「子供・若者育成支援推進大綱」を策定し、すべての子ども・若者に成長・活躍の土台となる居場所が確保されるよう、社会総掛かりで取り組んでいくことを施策の方向性として示しました。

このような背景のもと本市では、すべての子ども・若者が将来への夢と希望を抱き、自らの能力を生かし自立・活躍できるよう、その成長を社会全体で応援することを目指して、この度「第2次な～ふぁぬわらび・わかむん計画」を策定いたしました。

本計画では、第1次計画で掲げた基本理念・施策を引継ぎつつ、「子ども・若者の健やかな育成」や「困難を有する子ども・若者やその家族の支援」、「子ども・若者の成長のための社会環境の整備」を基本目標とし、国の施策を踏まえた新たな取り組みとなる子どもの貧困問題への対応や若者の職業的自立・就労等支援などの施策を掲げております。

子ども・若者は地域の宝であり、次代を担うかけがえのない存在です。すべての子ども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長することは私たち市民共通の願いであります。本市では、本計画の基本理念である「子どもの笑顔と、若者の希望を、みんなで育むまち」の実現に向けて、より一層、子ども・若者育成施策の推進に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力賜りました那覇市青少年問題協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査を通じて貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、多くの関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

令和4年3月

那覇市長 城間 幹子



目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景	1
2 計画の趣旨	2
3 計画の法的根拠と位置づけ	2
4 計画の期間	3
5 計画の対象	3
6 計画の策定体制	3

第2章 子ども・若者を取り巻く現状

1 統計からみる現状	4
2 調査結果からみえる現状（那覇市青少年実態調査結果）	13

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	47
2 基本目標	48
3 施策体系	49
4 関連事業一覧	50

第4章 施策の展開

基本目標1 すべての子ども・若者の健やかな育成	52
基本目標2 困難を有する子ども・若者やその家族の支援	59
基本目標3 子ども・若者の成長のための社会環境の整備	68

第5章 計画の推進体制等

1 計画の推進体制	75
2 計画の進捗管理	75

資料編	76
-----	----

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景

(1) 国の動向

平成22年（2010年）4月、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するための地域ネットワーク整備を主な内容とする「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。同年7月、同法第8条に基づく子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱として「子ども・若者ビジョン」が策定されました。これまでの青少年施策では、おおむね30歳未満を対象としていましたが、新しい法律と大綱では、雇用などの特定の施策によっては40歳未満も対象となりました。

その後、「子ども・若者ビジョン」の策定から5年が経過し、子ども・若者の有する課題が複合性・複雑性を増していることなどを踏まえ、第2次となる「子供・若者育成支援推進大綱」が平成28年（2016年）2月に策定されました。

そして令和3年（2021年）4月、新型コロナウイルス感染症の流行の影響や情報化、国際化、少子高齢化、気候危機を始めとする地球的課題の解決に向けた社会変革など、子ども・若者を取り巻く状況が更に大きく変化したことを踏まえ、第3次となる新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。新大綱では、全ての子ども・若者に成長・活躍の土台となる居場所が確保されるよう社会総掛かりで取り組んでいくことを施策の方向性として示しています。

(2) 那覇市のこれまでの取り組み

那覇市では、昭和60年（1985年）3月に「那覇市総合計画」における青少年健全育成総合施策として「あけもどろ青少年プラン」を策定し、本市における青少年の健全育成施策の基本的な方針等を示しました。

その後、24年が経過し、社会情勢の変化などを踏まえた新たな青少年育成総合施策として「那覇市青少年育成総合施策」を平成21年（2009年）3月に策定しました。この施策におけるビジョンを「地域・社会ぐるみで青少年育成」とし、具体的かつ効果的な事業を実現できる施策づくりを目指し推進してきました。

また、平成27年（2015年）3月に、同法第9条第2項に基づいた第1次「市町村子ども・若者計画」となる「なーふぁぬわらび・わかむん計画」を策定しました。この計画では、これまでの青少年施策の全体的な見直しを行い、本市における子ども・若者の健全育成のための基本的な理念及び方向性を示し、その方向性に基づいた総合的な取り組みを進めてきました。

2 計画の趣旨

本市では、「な－ふぁぬわらび・わかむん計画」（以下、「第1次計画」という）を策定し、子ども・若者に関する様々な取り組みを行ってきました。

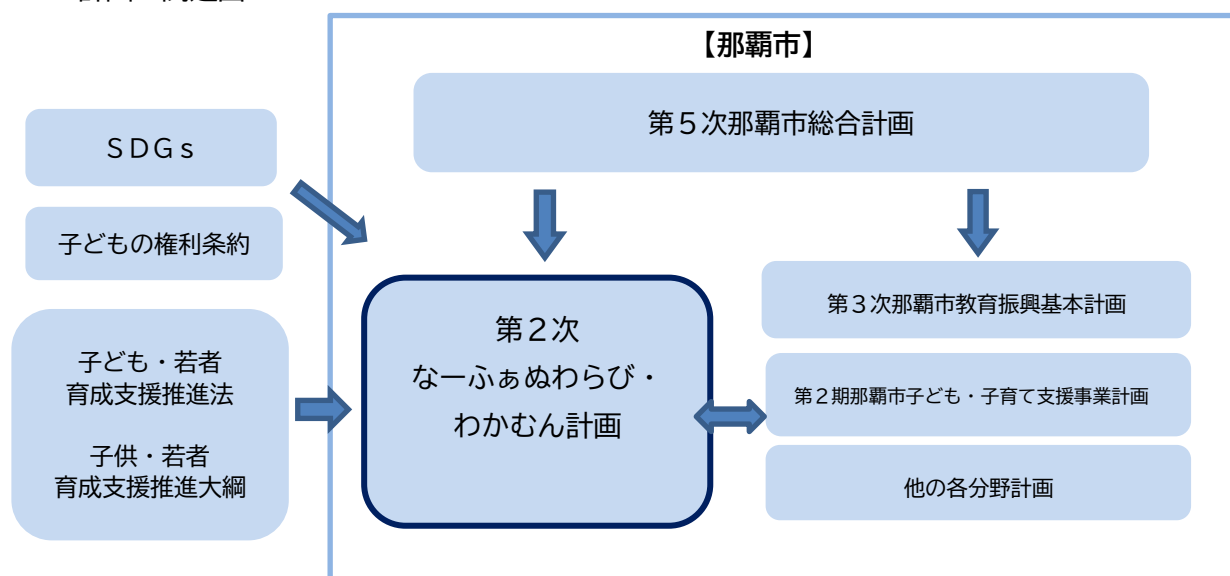
しかしながら、第1次計画から5年以上が経過し、社会のめまぐるしい変化も影響して子ども・若者を取り巻く問題は、より多様化・複雑化している状況にあります。

こうした状況を踏まえ、すべての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、第1次計画の基本的な考え方を引き継ぐとともに、本市の子ども・若者育成施策のより一層の推進を図るため、「第2次な－ふぁぬわらび・わかむん計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

3 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づいた「市町村子ども・若者計画」とします。また、「第5次那覇市総合計画」、「子どもの権利条約」、SDGsの観点（詳細は47ページ）等を踏まえて策定し、「第3次那覇市教育振興基本計画」、「第2期那覇市子ども・子育て支援事業計画」等、関連する各分野の計画と連携・整合を図ります。

■ 計画の関連図



「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項（抜粋）

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（市町村子ども・若者計画）を作成するよう努めるものとする。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

なお、子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うことができるものとします。

5 計画の対象

計画の対象は、主に学童期の6歳から青年期の30歳未満までとしますが、施策によっては40歳未満のポスト青年期も対象とします。

なお、本計画では「子ども・若者育成支援推進法」に基づき「子ども・若者」という言葉を使用しますが、この計画の対象となる者の呼称・年齢区分は法令により様々であることから、施策によっては「青少年」「児童・生徒」などの用語を併用しています。

	0～5歳	6～12歳	13～18歳	19～29歳	30～39歳
	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
子ども					
若者					
本計画					

【参考】「子供・若者育成支援推進大綱」による定義

子供：乳幼児期、学童期及び思春期の者。

若者：思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とする。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。

※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者。

※学童期は、小学生の者。

※思春期は、中学生からおおむね18歳までの者。

※思春期の者は、子供から若者へ移行期として、施策により、子供、若者それぞれに該当する場合がある。

※青年期は、おおむね18歳から30歳未満までの者。

※ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けているものや円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者。

6 計画の策定体制

本計画の策定においては、アンケート調査の実施や協議会等の開催により、市民や関係機関・団体・行政が協働し計画策定を推進する体制としました。

（1）実態調査の実施

本計画の策定に先立ち、子ども・若者の日常生活や考えなどの実態を把握し、計画の基礎資料とするため、「那覇市青少年実態調査」を実施しました。

（2）那覇市青少年問題協議会における審議

学識経験者、学校教育の関係者、青少年関係団体の代表者、関係行政機関の職員で構成する「那覇市青少年問題協議会」において、計画内容を総合的に審議しました。

（3）パブリックコメント

計画素案について市民の意見を聴くため、令和3年12月23日から令和4年1月24日まで、市ホームページに掲載する等、パブリックコメントを実施しました。